

中国における私立学校参入領域に関する政策分析

—国レベルと省レベルとの比較から

高 曉楠

A study on the policies for the entry of private school in China
— By comparing the State-level and Provincial-level policies

Xiaonan GAO

The inductive policies for the entry of private school in China, which were used to be designed in the Regulations on the running of educational institutions with social resources, have been removed in the law of the People's Republic of China on the Promotion of Privately-run Schools which has been implemented as the basic law of Private Education in China since 2003. However, by comparing and analyzing the similarities and differences of the inductive policies for the entry of private school in the previous policies and the present policies at both the State-level and Provincial-level, this paper reports that unlike the basic law on Private Education, the inductive policies for the entry of private school have been increased in the present policies for private education at Provincial-Level. Moreover, the causes of this problem have also been discussed in the light of the rent-seeking theory.

目 次

- I. はじめに
- II. 私立学校参入領域に関する国レベル私学政策
 - A. 中国における教育法政策の構造
 - B. 『中華人民共和国私学教育促進法』施行以前
 - C. 『中華人民共和国私学教育促進法』施行以降
- III. 私立学校参入領域に関する省レベル私学政策
 - A. 図表の説明
 - B. 政策の施行期日について
 - C. 誘導的規定について
- IV. 分析と今後の課題

I. はじめに

中国における私学教育基本法としての『中華人民共和国私学教育促進法』(2003年9月1日施行、以下

『促進法』と略する)は、それ以前の『社会力量办学条例』(1997年施行、2003年廃止、以下『条例』と略する)に比べ、私立学校の参入領域に関する規定をなくし、私立学校が公立学校と同等の法的地位を有することを認め、私学自主権に法的保障を付与したことが顕著な変更点であり、特徴といえる。他方、『促進法』の施行にあわせて、省レベルでは、旧私学政策が廃止され、『促進法』に依拠した新たな私学政策が制定・実施されている。そこで、本論文では、省レベルの私学政策には私立学校参入領域に関する規定が存在するのか、どのように規定されているのか、国レベルの政策に比べてどのような実態を呈しているのかを明らかにすることを主な目的とする。

中国の私学教育に関する法学的視角からの研究は、学校財産権を中心に展開されたもの⁽¹⁾が多数であるが、私学の教育権について、勞(2003)による憲法解釈によれば、国民の教育を行う自由は、憲法によつ

て実質的に保障されている⁽²⁾。

中国における私学政策研究は、『促進法』の法規定及びその立法過程を中心に展開されたものが多く、そこでは、私学政策規定の曖昧さによる政策実効力の弱さなどの問題がしばしば指摘されてきた⁽³⁾。本研究の対象である私立学校の参入領域に関する政策研究は、管見の限りでは皆無であるが、以下のような先行研究の知見は本研究の重要性を示唆している。

呉(2008)は、『促進法』に設けられた地方政府による義務教育の私立学校への委託などの助成策を分析し、「これらの規定は、(地方政府への)権限付与的なものであり、政府の行為を拘束する機能を欠く⁽⁴⁾」と批判した。このような私学政策の実効性低下の問題について、賈・夏(2007)は、「多くの規定は強制性と操作性を持たない。私立学校助成は、政府が履行すべき義務ではなく、政府自らの判断によって決められるようになった。」⁽⁵⁾と述べた。

中国の教育政策過程に関する先行研究では、教育政策の起点としての中央教育行政部門と政策対象との間に位置する地方教育行政部門がもっとも重要な主体であり、政策の制定と行使をめぐって、もっとも重要な影響力を持っており、地方の行政部門が立法機関の制約から独立した大きな裁量権があるため、自ら政策取捨と執行ルートを確認することによって、政策結果が中央政府の政策目的から乖離するものの、表面的には中央の政策に抵触するものにならないと指摘されている⁽⁶⁾。一方、程(2012)は、『促進法』の立法過程には多様なアクターが関与したが、各アクターの影響力が不均衡であるため、最終的決定権は法的な最高意思決定機関である人民代表大会にあったと指摘した⁽⁷⁾。この指摘は、中国の経済領域における政策過程に多様なアクターが関与するようになっており、「機関の多元主義」が進んでいるとの指摘⁽⁸⁾に対して、私学政策の特徴を示唆するものと受けとめられる。

地方レベルの私学政策に注目した研究としては、閻(2005)は、複数地域の私学政策を比較して、地方レベルの私学政策は私立教育の発展に差異をもたらし、私立教育の地方性と多様性を生じさせており、さらに、私学教育における地方保護主義の問題を提起し、「国レベルの私学政策が定着した後、私学研究

は地方レベルの私学政策の制定・執行に力点を置くべき⁽⁹⁾と述べた。呉(2009)は、国家政策としての『促進法』という枠内で制定された地方レベルの私学政策間には大きな差異が存在しており、『促進法』はこれまでの「国家主導式」から「地方政府主導式」私学政策への変化を促していると指摘している⁽¹⁰⁾。しかし、この2つの研究は、省レベル私学政策と市レベル私学政策を混同し、一部の地方政策しか分析対象としておらず、政策事項も絞っていなかった。劉(2008)は、「合理的報酬」や税收優遇などに関する地方の具体的措置の紹介に留まっている⁽¹¹⁾。謝(2011)は、地方レベルの私学政策に共通する問題として、助成度合いの低下や私立学校身分の曖昧さなどがある⁽¹²⁾と指摘したが、私立学校の参入領域に関する規定には注意を払っていない。また、陸(2011)による私学教育の発展を制約する政策分析においても、私立学校の参入領域の視点は欠落している⁽¹³⁾。

楊(2012)による私立小中学校に対する公的規制の研究では、私立小中学校に存在する「政府の失敗」は、1. 内部性(Interiority)、2. 公共政策のミス、3. 政府効率の低下、4. レントシーキング(Rent-seeking)と腐敗の4点があると指摘した⁽¹⁴⁾。中国政府の私学教育への関与における「レントシーキング」は、主に転制学校の設置・運営の許可⁽¹⁵⁾などの差別的制度の確立及び公的機関による私学行政権の行使⁽¹⁶⁾として表れている。陳(2004)は、「教育に関与する主体が公的教育権の利用、レントシーキング的な制度の設置、または制度の弾性的利用などによって、違法的もしくは合法的な利益を獲得しようとする活動である。教育レントシーキングの源は、批准・許可と不合理な費用徴収にある。また、不合理な費用徴収の大半は、批准・許可によって合法化されている。教育レントシーキングの主な方式は、批准・許可である」⁽¹⁷⁾と述べた。

以上の先行研究は私立学校の参入領域の視点を欠いているが、次のようなことを示唆してくれる。まず、地方レベルの現行私学政策は、『促進法』に依拠しているにもかかわらず、その制定と行使において、地方政府による恣意性が存在するため、同一政策事項に関して、地方と中央の間、または地方間においても政策規定に大きな差異が存在することが推測さ

中国における私立学校参入領域に関する政策分析

れる。次に、旧国家政策である『条例』(1997年)の廃止から『促進法』(2003年)の施行までは6年間しか経っていない。そのため、私立学校の参入領域に関する規定が国レベルで変更されたとしても、地方レベルでは反映されているとは限らないと考えられる。最後に、私立学校設置の許可において、公的機関によるレントシーキングが存在すると指摘されているなか、地方の私学政策に設けられている私立学校の参入領域に関する規定が、レントシーキング的な制度設計になっているか否かを検討する必要がある。

以上のような先行研究の不足と示唆を踏まえて、本研究は、私立学校の参入領域に関する政策規定の実態を明らかにするために、国レベルでは『条例』と『促進法』を中心に近年の政策動向を概観し、その後、全ての省レベルの旧私学政策と現行政策を視野に入れ、国と地方間及び地方と地方間の比較を通して、問題点を析出する。

II. 私立学校参入領域に関する国レベル私学政策

本章は、中国における教育法政策の全体像を概観したうえで、私立学校参入領域に関する国レベルの政策規定を、2003年『促進法』施行までの時期と『促進法』施行から現在までの時期に分けて整理する。

A. 中国における教育法政策の構造

中国は統一的な分級型立法体制が採用され、大まかに国家立法と地方立法から構成される。具体的には、①. 国家最高権力機関である全国人民代表大会及びその常務委員会が、憲法に基づき、国家立法権を行使し、法律を制定する。教育に関係する法律は『教育法』、『高等教育法』などがある。②. 国家最高行政機関である国務院は憲法及び法律に基づき、行政法規及び[決定・命令]を制定する(『憲法』第89条第1項)。③. 国務院の諸部門は法律及び国務院の行政法規、[決定・命令]に基づき、当該部門の権限内で[指示・決定・命令]を制定することができる(『憲法』第90条第2項)。④. 省、自治区及び直轄市(省レベル行政区画)の人民代表大会及びその常務委員会は当該行政区の民族的、政治的、経済的、文化

的特徴を考慮し、地方法規を制定することができる。教育立法もこのような立法体制に含まれている⁽¹⁸⁾。

『中華人民共和國立法法』(2000年7月1日施行、以下『立法法』と略する)の規定より、憲法は、最も高い法的効力を有し、あらゆる法律・行政法規・地方法規・自治条例または政策は憲法に抵触してはいけない(第78条)。また、『立法法』第79、80条より、法律・法規間の効力は、上記①②③④順で下降していく。

国務院及び国務院諸部門による[指示・決定・命令]とは、中国の法制度における特殊な概念であり、その合法性が憲法によって確定されており、「行政機関が法律、行政法規、地方法規を行使するため、上位法の規定を具体化、明確化し、当該行政域において、普遍的な拘束力を持つ規範性書類⁽¹⁹⁾と定義されている。[指示・決定・命令]は、法律と行政法規とは異なる性格を持つため、中国の法学研究の分野では、「その他の規範性書類」と称されている。

私学教育の分野において、国家法規として、国務院が公布した『条例』(1997年施行、2003年廃止)と全国人民代表大会が制定した『促進法』(2003年施行)がある。地方法規として、省レベルの行政区人民代表大会及びその委員会が制定する私学政策がある。

B. 『中華人民共和國私学教育促進法』施行以前

『中華人民共和國憲法』(1982年施行、以下『憲法』と略する)には国民の教育権について、教育を受ける権利(第46条)は付与されているが、教育を行う権利に関する明確な規定はなされていない。教育法学者の勞凱生の憲法解釈によれば、国民の言論自由権(第35条)には著書の自由、伝授の自由、思想の自由が内含されており、また、憲法第47条「中華人民共和國の国民は科学研究、文学芸術創作及びその他の文化活動の自由を有する。」から、国民の教育を行う自由は「その他の文化活動」に属し、憲法35条と47条によって実質的に保障されている。さらに、憲法19条「国家は集体経済組織、国家事業企業組織またはその他の社会力量が法律に基づき各種の教育を営むことを鼓舞する。」からも、私立学校は「他の社会力量」に属しているがゆえに、私学の教育を行

う権利が憲法により支持されており、その合法性は憲法レベルで認められている。

1985年の『中央中共による教育改革に関する決定』は、文化大革命における階級闘争を中心とした左派思想による教育と知識の否定を認識した上で、改革開放をはじめとする経済体制改革の要請に応じ、「政府の教育管理権限の縮小」と「基礎教育と職業教育の拡大」の国家方針を打ち出した。特に、「教育の地方分権によって、学校の自主権を拡大し、国の財政的・物的条件が限られている状況の中で、教育の発展を遂げ、社会主義現代化の建設の要求を満たす」ために、「社会力量による教育への参与を支持する」と明記され、私立学校に対する国家の支持が表明された。

1987年の『社会力量办学に関する若干の暫行規定』では、「基礎教育を(私学教育の)主要な参与領域とし、……(私立学校は)所在地の経済発展と社会発展の実際の需要に応じて、各種の短期職業技術教育、職業訓練、小中学校教員研修、基礎教育、社会文化と生活教育、独学試験の指導学校(クラス)または継続教育を主要な教育活動とする。」と基礎教育を中心とする諸教育領域または教育内容への私学の参入に対する国の姿勢を示した。それは義務教育の普及という当時の国家の教育方針に一致していた。

1996年『社会力量办学管理工作に関する通知』により、私立学校を対象とする学校運営許可証制度が設立され、地方政府の私立学校設置を許可する権限が強調された。

1997年に、中国において初めて私学教育を体系的に整備した国家政策として、『社会力量办学条例』(以下『条例』と略す)が公布された。『条例』は、国家が私学教育を法制化の軌道に乗らせようとする模索であり、私学教育法制化の準備とされている⁽²⁰⁾。

『条例』までの国家政策は、あらゆる教育領域への私学参入を支持していたが、『条例』第5条「職業教育、成人教育、高等学校及び幼児教育を中心に私学教育を行うべきであり、私立学校による義務教育の実施を国家による義務教育事業の補完とする。国家は私立学校の高等教育への参与を厳格に禁止する。」によって、私立学校による義務教育と高等教育への参入を国の支持対象から除外し、さらに、私立

小中学校は公立学校を補完するための二義的な性格を付与された。このような変化は、「積極的に奨励する、力強く支持する、正確に導く、管理を強化する」(『条例』第4条)という当時の私学教育に関する国家方針、特に「正確に導く、管理を強化する」に呼応するものと考えられる。その後の『素質教育の全面的な推進に向けた教育改革の深化に関する決定』(1999年)は、「すべての適齢児童が学区内の公立小中学校に入学・進学できることを前提に、一部の私立小中学校の設置を許可することができる。これを、学校選択の機会の創出に資する」と定め、義務教育段階における私立学校の第二義的・補完的な立場を一層強調した。

総じて言えば、1997年の『条例』を分水嶺にして、私学教育の参入領域の自由は、全ての教育段階から、義務教育と高等教育以外の教育段階に縮小される傾向が見受けられた。また、『条例』といった私学専門的な国家政策だけではなく、国は他の教育政策を通じて、私立学校の参入領域に対して影響を及ぼしていることがある。

C. 『中華人民共和国私学教育促進法』施行以降

『促進法』第3条では「私学教育は公益性を有する」と私学教育の公益性に法的根拠が初めて与えられた。これについて、孫(2004)は、「教育の外部性(Externality)」、「教育による社会的収益」及び「教育の溢出効果(Spillover Effect)」という教育本来の性格に加えて、「教育機会の拡大」、「教育選択の増加」、「公的教育財政の軽減」、「福祉教育の充実」および「公立教育改革の促進」の5点⁽²¹⁾から、中国における私学教育の公益性が法的に認められたと論じた。また、私立学校の設置・運営は社会教育権の一種であり、国民の教育の自由⁽²²⁾でもあり、公立学校との比較優位や公立教育の後退に基礎付けられるものではなく、一種の社会的正当性の存在に依拠している⁽²³⁾と認められている。

私立学校の教育内容と参入領域の両方に対する国の規制は、『促進法』の成立によって、前者の場合、「私立学校による政治、軍事、警察、宗教教育の実施は禁じる」(『促進法実施条例』第2条と『促進法』第4条)とこれまでの教育政策・法律からの変更点は

中国における私立学校参入領域に関する政策分析

見受けられない。しかし、『促進法』の私学教育基本法という性格から考えれば、法制化によって教育内容面の規制が一層強まったと考えられる。後者については、『促進法』には私立学校の参入領域への規制を表す規定がなく、「私学教育は社会主義教育事業を成す一部分」(第3条)と定め、これまでの制度上の私立学校の補完的立場を公立学校と対等な法的地位へと昇格させた。また、「私学教育を各レベルの地方政府の国民経済と社会発展計画に編入する」(第3条)ことは、私学教育の重要性、私立学校に対する地方政府の管理責任、さらに地方財政による私学助成の可能性を法レベルで確定したことを意味している。さらに、『促進法』は、私立学校の行政管理における社会仲介組織の参加を推奨する(第43条)ことを定めた。

『促進法』における『社会力量办学条例』からの主要な変更点について、呂(2010)は、「私立学校の参与領域についてのより大きな自由権が法レベルで承認され、ある意味で私学の発展が保障されるようになった……教育における社会の自己組織能力が法的承認を得ており、それが中国の現行の私学制度の意義とされている」⁽²⁴⁾と評価している。

私学に関する専門的政策・法律だけに注目すれば、私学の参与領域に対する国の規制は、『促進法』をもって緩和されたように見えるのは確かである。しかし、先述したように、国家意思はその他の政策を通じても私学へ浸透させようことを見逃してはいけない。実際に、『促進法』の施行から3年も経ずに、国務院と教育部が公布した以下の2つの政策によって、私学の自由は再び脅かされるようになった。

「公立の職業教育学校が民間と海外の資本を積極的に吸収し、職業教育における中堅的な役割を果たし、運営体制改革及び創造性を推進する。……私立の職業教育に対する支持の度合いを強め、それを大いに発展させる。」(『国務院による職業教育の更なる発展に関する決定』国務院 2005年)(以下『国務院決定』と略する)

「中等職業教育における公立学校と私立学校

との優位性の相互な補完、且つ共同発展の局面を形成させる。」(『教育部による私立中等職業教育の更なる発展に関する意見』教育部 2006)(以下『教育部意見』と略する)

『国務院決定』は、国家レベルで初めて私学教育の類型によって支持策を区別したものと見られ、このような支持策は中国の私学教育の促進に繋がっているとの見方がある⁽²⁵⁾。

前節に述べたように、私学の専門政策だけではなく、国家がその他の教育関連政策を通じて私立学校の参入領域に関して影響力を及ぼそうとすることは、『促進法』成立までの私学法制化の形成期においても存在していた。しかし、上記の2つの政策は、『促進法』施行以降に公布されたものとして、「国家は私立学校の自由を保障する」という『促進法』の理念に抵触するものと考えられるが、『促進法』第3条に提出された「依法管理」(法律に依拠して管理する)といった私学に対する国家方針より、国も地方も『促進法』に従わなければならない、さらに、『促進法』に比べ、上記の2つの政策が法的拘束力を欠くことから考えれば、私立学校の参入領域の自由を大きく損なうことはないはずであろう。しかし、先行研究から分かるように、地方と中央の間、または地方間においても政策規定に大きな差異が存在する可能性があることを踏まえて、私立学校の参入領域に関する地方レベルの私学政策は実際にどのように規定されているのかを明らかにすることが必要であり、これを次章で展開する。

III. 私立学校参入領域に関する省レベル私学政策

A. 図表の説明

『促進法』(2003)の実施によって『条例』(1997)が廃止されたと共に、地方政府に『促進法』に依拠した私学政策の制定・実施が進行している。以下では、『立法法』第63条と第73条が定めた省、自治区及び直轄市、すなわち「省レベル」の権力機関である人民代表大会及びその常任委員会が制定した私学に関する地方法規、及び省レベル人民政府が公布した政策を検討する。これらの法規・政策は、省レベ

ル行政区において、もっとも効力が高いものである(『立法法』第80条)。

表1から表5までは、中国の31の省レベル行政区の私学に関する専門的な政策を「旧政策」と「現行政策」に分け、前後の政策の施行期日及び私立学校の参入領域に関する規定を整理したものである。特別行政区である香港とマカオ、及び台湾は、立法権を含む高度な自治権を有し、教育分野では、独自の法規・政策が施行されており、中国大陸の私学法規・政策の適用範囲外に位置するため、検討対象から除外する⁽²⁶⁾。

図1は、表1から表5までの5つの表の内容をもとに、省レベル私学政策の施行年度を示す横軸と『促進法』の施行年度(2013年)である縦軸(太い点線)によって構成された2軸マップであり、4つの象限を形成する。また、線の始点(黒丸)と終点(矢印)は、それぞれ「旧政策」と「現行政策」の施行年度を表している。線分の長さを示す年数は、「旧政策」の施行期間を表す。これによって、政策の施行年度を、省レベル「旧政策」と国レベルの旧政策である『条例』と、省レベル「現行政策」と国レベル現行政策である『促進法』とそれぞれ比較することが可能になる。

4つの象限は、「旧政策」と「現行政策」における誘導的な規定の有無を区分するものである。第1象限は、「現行政策」に私立学校の参入領域に関する誘導的な規定がないことを示す。第2象限は、「旧政策」に私立学校の参入領域に関する誘導的な規定がないことを示す。第3象限は、「旧政策」に私立学校の参入領域に関する誘導的な規定があることを示す。第4象限は、「現行政策」に私立学校の参入領域に関する誘導的な規定があることを示す。

B. 政策の施行期日について

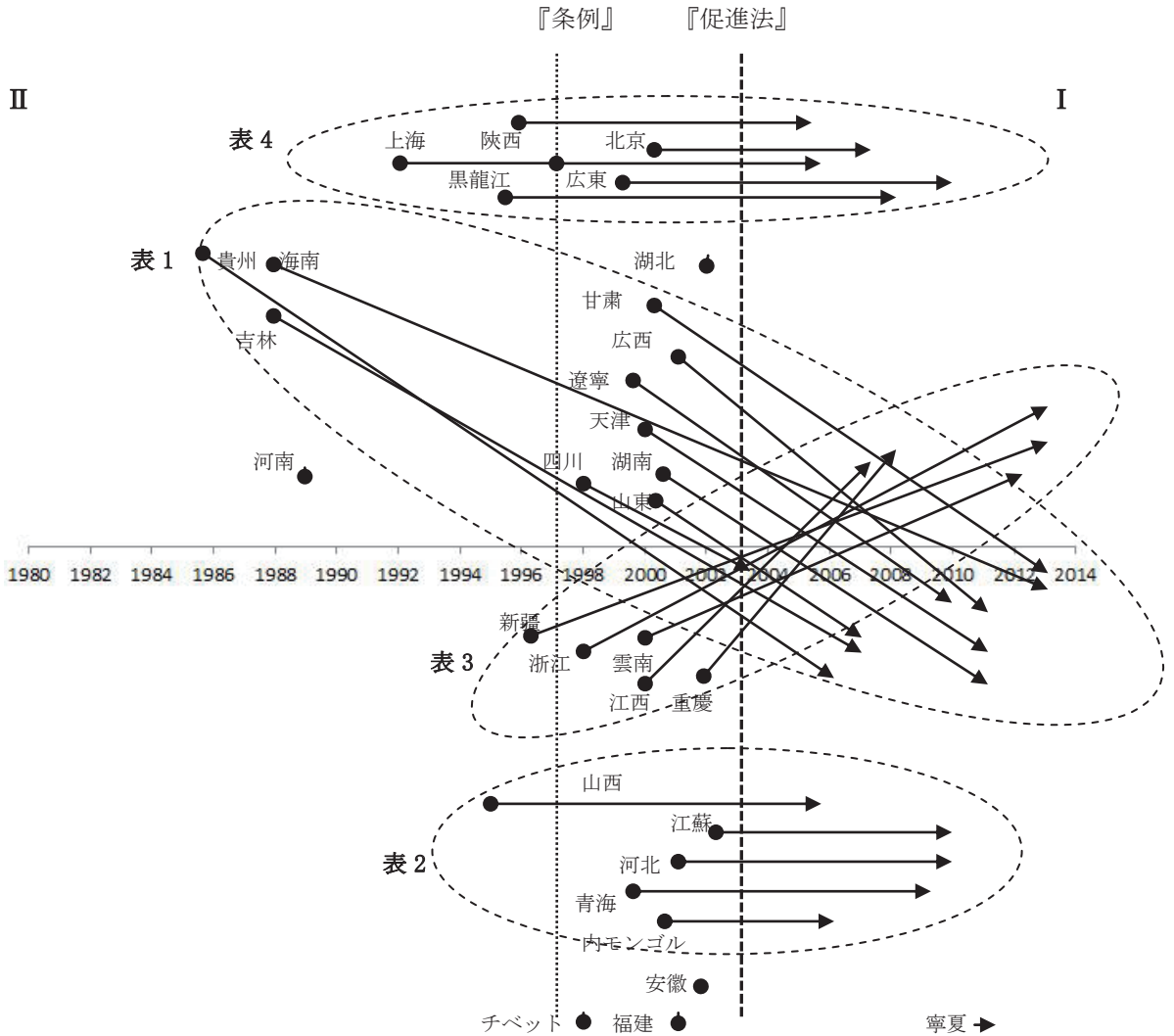
施行期日を軸に、各省レベルの政策と国家の政策を比較し、分析する。まず、表1から表5までの5つの表にある「旧政策」に注目すると、国家政策である『条例』(1997)より先に省レベル政策を制定した行政区は、貴州省(1985年)、海南省(1988年)、吉林省(1988年)、上海市(1989年)、河南省(1989年)、山西省(1995年)、黒龍江省(1995年)、陝西

省(1996年)及び新疆ウイグル自治区(1996年)の9つである。このうち、山西省と上海市は、『条例』の実施以前に政策を制定したが、『条例』の施行にあわせて、前者は1998年に、後者は1997年にそれぞれ政策改定を行った(表2と表4)。他方、旧政策が不明である寧夏回族自治区を除いたその他の21の行政区、すなわち、チベット自治区(1998年)、四川省(1998年)、浙江省(1998年)、青海省(1999年)、広東省(1999年)、遼寧省(1999年)、天津市(2000年)、内モンゴル自治区(2000年)、雲南省(2000年)、江西省(2000年)、北京市(2000年)、湖南省(2001年)、山東省(2001年)、甘肅省(2001年)、河北省(2001年)、福建省(2001年)、重慶市(2002年)、江蘇省(2002年)、広西チワン族自治区(2002年)、湖北省(2002年)及び安徽省(2002年)は、『条例』の施行後に省レベル政策を制定したものであり、図1の『条例』(1997年)と『促進法』(2003年)の間に位置する。

次に、5つの表の「現行政策」を見ると、政策制定中(安徽省、河南省、福建省)及び政策不明(チベット自治区、湖北省)を合わせた5つの行政区(表5)を除いて、上海市(2005年)、陝西省(2005年)、内モンゴル自治区(2006年)、貴州省(2006年)、山西省(2006年)、北京市(2007年)、山東省(2007年)、吉林省(2007年)、江西省(2007年)、黒龍江省(2008年)、四川省(2008年)、重慶市(2008年)、青海省(2009年)、広東省(2010年)、江蘇省(2010年)、河北省(2010年)、遼寧省(2010年)、天津市(2011年)、寧夏回族自治区(2011年)、広西チワン族自治区(2011年)、湖南省(2011年)、雲南省(2012年)、甘肅省(2013年)、新疆ウイグル自治区(2013年)、浙江省(2013年)及び海南省(2014年)の26の行政区(表1~表4)は、それぞれ新しい私学政策を実施しており、いずれも現行の国家政策『促進法』(2003年)の施行後に公布されたものであり、図1の第1象限と第4象限に位置する。

施行期日における省レベル政策と国家レベル政策との前後関係について、省レベルの「旧政策」と国家レベルの旧政策としての『条例』、また、省レベルの「現行政策」と国家レベルの現行政策としての『促進法』のそれぞれを比較すれば、前者の場合、先述

中国における私立学校参入領域に関する政策分析



- 注：1. 省レベル行政区の名称は、略称を記する。香港、マカオ及び台湾は含まれない。
 2. 寧夏回族自治区は、旧政策が不明のため、現行政策の施行年度のみを示す。
 3. 安徽省、河南省、福建省、チベット自治区、湖南省は、現行政策が不明のため、「旧政策」の施行年度のみを示す。
 4. 山西省は、作図の便宜上、誘導的規定を設けた1998年の『山西省社会力量办学管理細則』を始点とし、1995年の『山西省社会力量办学管理条例』は図には表示されていない。
 5. 図は、表1から表5までの内容をもとに、筆者作成。

図1 前後の省レベル私学政策の施行年度と誘導的規定の有無

した9の行政区の省レベル旧政策は、上位の私学に関する専門的な政策が存在していない背景のもとで設けられたもので、私学の専門的な地方政策として、『条例』から比較的独立した性格を持つと考えられる。これに対し、現行政策執行中の26の省レベル政策は、『促進法』の施行後に制定されたものである。さらに、これらの現行政策は、それぞれの「総則」や先頭部分に、「[中華人民共和国私学教育促進法]に基づいて制定する」という記述がされており、『促進法』を上位法、根拠法として位置づけていることが明らかである。国家レベルにおける私学統制の法定化は、省レベル私学政策の再構築を促し、また、省レベル政策と国家政策との関係を、これまでの比較的緩やかな構造から、『促進法』を起点とする上下統一的な体系へと変化させたことが見受けられる。

C. 誘導的規定について

先述したが、私立学校の参入領域に関する誘導的な規定は、国レベルの私学専門政策・法律において、『条例』には存在していたが(第5条)、『促進法』には設けられていない。本節は、省レベル私学専門政策における私立学校の参入領域に関する規定の内容を明らかにする。

まず、誘導的な規定を設けた行政区の数と規定内容について、「旧政策」から「現行政策」にかけて、全体的にどのように変化したのかを見る。[旧政策]の場合、図1の第3象限に位置する山西省、江蘇省、河北省、青海省、内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区、浙江省、雲南省、重慶市、江西省、安徽省、福建省及びチベット自治区の13の行政区は、私立学校の参入領域に関する誘導的な規定を設けていた(表2、3、5)。一方、[現行政策]の場合、図1の第4象限に位置する天津市、湖南省、山東省、貴州省、遼寧省、吉林省、甘肅省、広西チワン族自治区、海南省、四川省、寧夏回族自治区、山西省、江蘇省、河北省、青海省及び内モンゴル自治区の16の行政区は、誘導的な規定を設けている。つまり、政策制定中(安徽省、河南省、福建省)と政策不明(チベット自治区と湖北省)の5の行政区(表5)を除いても、現行政策に誘導的な規定を設けている行政区の数は、旧政策より増加したことが明らかである。この事態

から、『条例』から『促進法』になって、国レベルでの誘導的規定が消えたことは、省レベルでは相反する構図になっていると言える。誘導的規定の内容を見れば、13の旧政策と16の現行政策を合わせて29の省レベル政策は、私立学校による義務教育への参入を支持対象としていない点で一致している。私立小中学校の補完的性格は『促進法』によっては是正されたにもかかわらず、省レベルにおいては変化が見られない。

次に、表ごとに見る。表1は、私立学校の参入領域に関する誘導的規定が前政策にはなかったが、現行政策には設けられている天津市(2011)、湖南省(2011)、山東省(2007)、貴州省(2006)、遼寧省(2010)、吉林省(2007)、甘肅省(2013)、広西壮族自治区(2011)、海南省(2014)及び四川省(2003)の10の省レベル行政区を示している(寧夏回族自治区は旧政策不明のため、除外する)。これらの行政区は、図1の第2象限と第4象限に位置する。四川省(2003年)を除いた9の省レベル行政区の私学政策は、2006年以降に制定されたものである。このことは、前章で述べた『國務院決定』(2005年)と『教育部意見』(2006年)といった「その他の規範性書類」の影響を受け、誘導性を持つ政策の立案に繋がったためであると考えられる。『促進法』を上位法として位置づける省レベルの現行政策は、本来、『促進法』が謳える私立学校の自主権保障という理念を実現するための具体的な措置を講じるべきである。私立学校の参入領域に関する誘導的な規定を設けることは、実質的に『促進法』に抵触することになると言わざるを得ない。

表2は、山西省(2006)、江蘇省(2010)、河北省(2010)、青海省(2009年)及び内モンゴル(2006)の5の省レベル行政区では、前後の私学政策の両方に誘導的規定が設けられていることを示している。この5つの行政区は、図1の第3象限と第4象限に位置する。山西省、江蘇省、河北省の3つは、前後の政策にある誘導的規定に変更が見られない。青海省の場合は、高等教育への参入の規制から非義務教育への支持と私立学校参入領域に関する誘導へと変更された。内モンゴル自治区は、以前は私立小中学校に対するコントロールがあったが、現在では教育段階を限定せずに、モンゴル語で教育活動を実施す

中国における私立学校参入領域に関する政策分析

る私立学校を重点的に支持する政策へと変化した。その他の私立学校の教育段階に関する誘導性政策と違って、少数民族という特性を考慮した政策である。この5の省レベル私学政策は、いずれも2006年以降に制定されたもので、上記した近年の国家政策に影響されていることは否定できない。また、山西省、江蘇省及び河北省の現行政策には、誘導的な規定に変更がなく、旧政策からの慣性が存在すると考えられる。

表3は、新疆ウイグル自治区、浙江省、雲南省、重慶市及び江西省の5の行政区の政策は、誘導的規定が旧政策には存在していたが、現行政策には存在していないことを示している。この5の行政区は、図1の第3象限と第1象限に位置する。旧政策から現行政策にかけて、誘導的規定が消えたという点において、国家政策の動向と一致している。また、この5つの現行政策は、すべて2006年以降に制定されたものの、『国務院決定』（2005年）と『教育部意見』（2006年）には影響されていないと見受けられる。

表4は、広東省、上海市、陝西省、北京市及び黒龍江省の5の省レベル行政区は、前後の私学政策ともに誘導的規定がなされていないことを示している。この5の行政区は、図1の第1象限と第2象限に位置する。表3と表4をあわせた10の省レベル行政区の現行政策は、『促進法』が定めた私立学校の自主性の保障という理念に順応していると見られる。

IV. 分析と今後の課題

以上のような私立学校の参入領域に関する国家の法・政策と省レベル私学政策の実態を分析し、今後の研究課題を提示する。

『促進法』は、それ以前の『社会力量办学条例』とは異なり、差別化した政策を避け、すべての私立学校を適用対象とする点からも、私学の基本法としての性格を有する。一方、国家政策としての『国務院決定』と『教育部意見』は、誘導的規定を設け、国家レベルの私学政策において『促進法』に抵触しているとはいえ、「その他の規範性文書」という性格から、法律である『促進法』より効力が低く、省クラスの権力機関は地方私学政策の制定に当たって、

『促進法』を優先するべきである。しかし、『促進法』に依拠した省レベル私学政策は『促進法』の下位政策として、形式上は中国における上下統一的な私学政策体系の構築を促したと見えるが、私立学校の参入領域に関する誘導的規定が多く省レベル政策に設けられている実態からは、『促進法』が提唱する私学の自由といった基本理念を阻害し、実質的には『促進法』に抵抗する構図になっている。このような実態をもたらした原因として、国レベルの「その他の規範性文書」及び『促進法』が定めた「地方の実情に合わせて私学政策を制定する」の2点があると考えられる。

第一に、『国務院決定』と『教育部意見』といった国レベルの「その他の規範性文書」による効力が実際に『促進法』を上回り、地方政策に浸透したと考えられる。換言すれば、省レベルの権力機関が形式的には『促進法』を上位法とする一方、政策内容の面では恣意性が存在する。本来、『立法法』第88条第2項の規定より、全国人民代表大会は、上位法に抵触する地方法規・政策を撤去することができるが、現時点では先述した誘導的規定を設けた16の省レベル政策に対する撤去作為や修正要請は見られない。また、中国初めての私学の基本法としての『促進法』は、とりわけ教育の基本原則に関して、その上位法である『憲法』と『教育法』（第25条）との一致性を保たなければならない。一方、『促進法』は、その制定過程において、教育部と国務院を含む他部門も関与したことで、多部門間の利害関係を調整したうえでの妥協的産物としての性格がある。私立学校の参入領域に対する規制は、『促進法』では避けられているが、「その他の規範性文書」の形で出現している。私立学校の参入領域を規制しようとする国家意思は変わっていないことがうかがえる。

第二に、「地方の実情に合わせて私学政策を制定する」という『促進法』の規定にも関係している。国レベルの私学政策としての『促進法』は、中国の地方間の経済的、教育的格差を配慮した上で、私学政策制定の裁量権を地方政府に付与している点を評価すべきであろう。しかし、当該規定が、『促進法』に定められたことによって、これまでの国家政策とは異なり、法的効力が与えられている点を見逃しては

いけない。「地方の実情に合わせて」という法的保護のもとで、省レベルの権力機関は、誘導性を持つ私学政策を制定しても、「合法性」が付与されることになる。このことが、省レベルの現行政策にある誘導的規定の増加を促したかもしれない。しかしながら、先述したように、誘導性を持つ私学政策の制定自体は、『促進法』の基本理念に抵触することであり、違法である。つまり、現状では、現行政策に誘導的規定を設けた16の省レベル私学政策は、上位法である『促進法』との関係から考えれば、「合法性」と「違法性」の両方を帯びていると言えよう。

次に、中国における「教育レントシーキング」の問題に結びつけて論じる。教育レントシーキングについて、李(2001)は、レントシーキングの土壌が漸進型改革プロセスにおける制度設計の不当にあると指摘した⁽⁷⁾。中国の私学教育におけるレントシーキングは、これまで主に転制学校の設置・運営の許可などの差別的制度の確立及び公的機関による私学行政権の行使として表れている。『義務教育法』改正(2006)の結果、重点学校(重点クラス)制度が是正され、転制学校の新設も禁じられるようになった。しかし、本研究で明らかにした省レベルにおける私立学校の参入領域に関する誘導的政策は、地方政府が新たなレントを追求するための政策設計になることを示唆する。また、先述したように、これらの誘導的政策は「合法性」の側面を持つ。そのため、私立学校の批准・許可などを通じた公的機関のレントシーキング行為は、かえって強められるようになったことが懸念される。省レベル私学政策にある誘導的規定は『促進法』が謳える真の地方実情に拠るものか、それともレントシーキングための政策的保障かを、検証しなければならない。レントシーキングを防ぐためには、監視メカニズムの確立が必要になる。また、私立学校の参入領域に関する誘導的規定がいかなる基準または根拠に基づいているのかについて、該当する省レベル政府は、社会に対する情報の公開が求められる。

最後に、私立学校の教育権について考察する。中国における私立学校の自由は憲法によって保障されているにもかかわらず、地方教育行政権の行使によって侵害されることがある。2007年福建省泉州市に

ある2校の私立中学校による入試試験の実施を『義務教育法』第12条に違反するものとして、当市教育局が当該2校を含む全市の私立義務教育学校の新設許可を取消・撤回した事件があった。『義務教育法』第12条の「免试入学」(進学試験なしの入学・進学)と「就近入学」(学区内就学)原則は、すべての適齢学習者の義務教育を受ける権利を保障するためのものであり、地方政府に課せられた責任であり、それらを実現するための担い手が公立の小中学校である。他方、中国現行の法律・政策には、私立中学校による入学試験が「免试入学」原則に反するものと定められた規定は存在しないだけでなく、「公私平等」と「私立学校の学生募集の自由」が『促進法』によって法的に保障されている。上記の事件から、国民の教育権について、地方政府はそれを国民の教育を受ける権利と同等視しているのみならず、『義務教育法』が強調する義務教育に対する公的責任の強化を義務教育領域に参入する私立学校に対する公的統制の強化と解し、私立学校の教育を行う権利だけではなく、国民の教育選択の自由も侵害していることが分かる。中国では、義務教育段階において、公立学校とは違い、私立学校はまだ教育を受ける権利を保障するための教育機関として認められていない。国民の教育権に内包される「教育を受ける権利」と「教育を行う権利」の両方は、お互いに対立する関係ではなく、相互にとって創出条件である。「教育を行う権利」に制約を加えることは「教育を受ける権利」に保障をもたらすことがなく、かえってそれを損ないかねない。

本研究で示した私立学校の参入領域に関する省レベル行政区、及び地方と中央との間の混乱の実態から、省レベル政府は、『促進法』の私学理念をどのように理解しているのか、さらに、私立学校は私学政策をどう受け止めているのかの解明は重要な研究課題となる。本稿の延長として別稿を期したい。

表1 誘導的規定が前政策にはなかったが、現行政策にある11の省レベル行政区

省レベル	旧政策			現行政策		
	政策	施行期日	誘導的規定	政策	施行期日	誘導的規定
天津市	『天津市社会力量による教育機構の設置に関する規定』	2000/5/26	見当たらない	『天津市私学教育促進条例』	2011/4/1	第42条「私立の職業教育学校の設置・運営を重点的に導き、支持する。教育体制の調整にあたって、職業教育の増加部分を優先的に私立学校に割り当てる。」 第10条「私立の幼児教育学校を大いに発展させる… …私立の職業教育学校を大いに発展させる。」
湖南省	『湖南省社会力量办学条例』	2001/11/27	見当たらない	『湖南省人民政府办公厅による私学教育の更なる促進に関する意見』	2011/6/14	第三項第2条「私立の中等・高等職業教育及び各種の職業技術訓練の発展を激励する。……義務教育段階において、学齢生徒の就学需要が公立学校によって完全に満たされたことを前提に、一部の教育の質が高く、特色のある私立学校を許可し、教育資源の多様化に対する社会の需要に応じる。」
山東省	『山東省実施「社会力量办学条例」方法』	2001/12/19	見当たらない	『山東省人民政府の私学教育規範管理の強化と私学教育の健康的な発展の誘導に関する意見』	2007/1/9	第4条「幼児教育、普通後期中等教育、中等職業教育、高等職業教育、普通高等教育及び非学歴職業技能訓練の私立学校を支持する。」
貴州省	『貴州省社会力量办学管理试行方法』	1985/12/31	見当たらない	『貴州省私学教育促進条例』	2006/1/1	第25条「工業基地の振興に資する職業教育または貧困地域での職業教育の私立学校の設置を支持する。」
遼寧省	『遼寧省私立小中学校管理條例』	1999/3/1	見当たらない	『遼寧省私学教育促進條例』	2010/2/1	第30条「私立の職業教育学校の設置・運営を重点的に導き、支持する。教育体制の調整にあたって、職業教育の増加部分を優先的に私立学校に割り当てる。私立学校による各種の職業技能訓練と職場訓練の展開を支持する。」
吉林省	『吉林省社会力量办学管理方法』	1988/4/20	見当たらない	『吉林省私学教育促進條例』	2007/8/1	第4条「各級政府は、私立の幼児教育を教育事業発展計画に盛り込み、積極的にその発展を支持する。」
甘肅省	『甘肅省實施社会力量办学条例暫行方法』	2001	見当たらない	『甘肅省私立幼稚園管理暫行方法』	2013/5/6	

表1 誘導的規定が前政策にはなかったが、現行政策にある11の省レベル行政区(続き)

省レベル行政区	旧政策			現行政策		
	政策	施行期日	誘導的規定	政策	施行期日	誘導的規定
広西チワン族自治区	『広西壮族自治区社会力量收费管理暂行办法』	2002/1/30	見当たらない	『私学教育発展の促進に関する意見』	2011/5/23	「非義務教育を重点とする。私立幼稚園、高校、中等職業教育学校、特色のある大学及び社会的需要を満たす訓練学校を大いに支持する」 第二項 「海南省私学教育奨励基金を設立し、私立高等教育を重点的に支持する。」
海南省	『海南省社会力量办学管理暂行规定』	1988/12/31	見当たらない	『海南省私学教育発展のさらなる促進及び私立高等教育発展のための激励メカニズムの健全に関する意見』	2014/2/10	
四川省	『四川省社会力量办学条例』	1998/12/18	見当たらない	『四川省「中華人民共和国私学教育促進法」実施方法』 『四川省人民政府の私学教育促進発展に関する決定』	2008/10/1 2003	見当たらない 第二項4条「私立職業教育の発展に大いに促進する。各級政府は、私立職業教育を重点的に奨励し、その発展を促し、特に中等と高等職業教育への民間の参入を重点的に誘導し、支持する……私立の幼児教育と普通後期中等教育を積極的に支持する。政府による義務教育の実施が確保されたことを前提に、私立の小中学校の設置を適度に許可する。」
寧夏回族自治区	不明	不明	不明	『私学教育発展の促進に関する意見(試行)の通知』	2011/9/28	第一項4条「非義務教育の私学教育を重点的に奨励し……非義務教育段階における私立学校の割合を高める。」

注：寧夏回族自治区における旧私学政策が管見の限りでは見つかからない。作表の便宜上、表1に編入する。

表2 前後の私学政策の両方に誘導的規定がある5の省レベル行政区

省レベル行政区	旧政策			現行政策		
	政策	施行期日	誘導的規定	政策	施行期日	誘導的規定
山西省	『山西省社会力量办学管理条例』	1995/11/15	見当たらない	『山西省实施《中华人民共和国私立学校促进法》方法』	2006/9/1	第6条「職業教育、高等教育、成人教育及び幼児教育における私立学校の設置・運営を奨励する。」
	『山西省社会力量办学管理细则』	1998/5/9	第4条「社会力量は職業教育、成人教育、後期中等教育及び幼児教育を重点とすべきである。(社会力量による)義務教育の実施を国家による義務教育の補完として支持する。」			
江蘇省	『江蘇省社会力量办学非学历教育机构设置暂行规定(试行)』	2002/11/8	第1条「……我省における社会力量による非学历教育機構に対する管理を強化し……本規定を制定する」	『省政府办公厅の私学教育の更なる発展に関する意見』	2010/11/3	第6条「(私立学校による)非義務教育の実施を支持する」
河北省	『河北省私学教育条例』	2001/6/1	第4条「私立学校は、後期中等教育、高等教育、職業教育、成人教育及び幼児教育を中心とすべきである。」	『河北省私学教育条例』(2010年修正)	2010/7/30	第4条 左記と同じ
青海省	『青海省社会力量办学条例』	1999/3/26	第4条「社会力量による高等教育機関の設置・運営を厳格にコントロールする。」	『私学教育発展の促進に関する意見』	2009/11	(三)全体目標 「(私学の)非義務教育の発展を重点にする」
内モンゴル自治区	『内モンゴル自治区社会力量办学实施办法(修正)』	2000/11/16	第5条「社会力量による小中学校の設置・運営を国家による義務教育の実施の補足として支持する。」	『内モンゴル自治区实施《中华人民共和国私立学校促进法》方法』	2006/8/1	第7条「旗県レベル以上の人民政府及び関係部門は、少数民族言語で教育活動を行う私立の民族学校を重点的に支持し、政策優遇を提供するべきである。」

表3 誘導的規定が前政策にあったが、現行政策になくなった5の省レベル行政区

省レベル行政区	旧政策			現行政策		
	政策	施行期日	誘導的規定	政策	施行期日	誘導的規定
新疆ウイグル自治区	『新疆ウイグル自治区社会力量弃学管理方法』	1996/12/13	第8条「(社会力量は)主に中等と中等以下の職業教育または成人教育を担当する。」	『新疆ウイグル自治区人民政府による私学教育発展の更なる促進に関する意見』	2013/8/28	見当たらない
浙江省	『社会力量による教育参与の支持に関する若干の規定』	1998/12/31	第二項「社会力量を後期中等教育及びその上位の教育段階に積極的に誘導する。社会力量による中等・高等職業教育の実施を重点的に支持する。」	『浙江省人民政府による私学教育の健康な発展の促進に関する意見』	2013	見当たらない
雲南省	『加快我省社会力量弃学的若干意見』	2000/9/8	第三項「特に幼児教育、職業教育、成人教育及びその他の非義務教育の実施を奨励・支持する。」	『雲南省私学教育条例』	2012/10/1	見当たらない
重慶市	『重慶市人民政府による社会力量弃学の激励支持に関する意見』	2002/6/14	第四項「社会力量による多様な方式での後期中等教育及び高等教育の実施を支持する。中等・高等職業教育の実施を重点的に誘導する。」	『重慶市人民政府による私学教育発展の促進に関する意見』	2008/6/12	見当たらない
江西省	『江西省人民政府による社会力量弃学の支持に関する若干の規定』	2000/10/27	第三項「全ての適齢児童・少年が公立小中学校に就学できることを前提に、少数の私立小中学校を設置し、学校選択の機会に資する。」	『江西省私学教育促進条例』	2007/1/11	見当たらない

中国における私立学校参入領域に関する政策分析

表4 前後の政策ともに誘導的規定がない5の省レベル行政区

省レベル行政区	旧政策			現行政策		
	政策	施行期日	誘導的規定	政策	施行期日	誘導的規定
広東省	『広東省基礎教育私立学校管理規定』	1999/2/1	見当たらない	『広東省実施「中華人民共和国私学教育促進法」方法』	2010/3/1	見当たらない
上海市	『上海市社会力量办学管理方法』	1989/7/23 公布 1997/12/14 改定	見当たらない	『上海市における「中華人民共和国私学教育促進法」、「中華人民共和国私学教育促進法実施条例」の実施に関する若干の問題の暫行規定』	2005/3/24	見当たらない
陝西省	『陝西省社会力量办学条例』	1996/11/2	見当たらない	『陝西省私学教育促進条例』	2005/1/1	見当たらない
北京市	『北京市社会力量办学若干規定』	2000/9/1	見当たらない	『北京市実施「中華人民共和国私学教育促進法」方法』	2007/3/1	見当たらない
黒龍江省	『黒龍江省社会力量办学条例』	1995/1/1	見当たらない	『黒龍江省私学教育促進条例』	2008/1/1	見当たらない

表5 私学政策制定中及び政策不明の5の省レベル行政区

省レベル行政区	旧政策			現行政策		
	政策	施行期日	誘導的規定	政策	施行期日	誘導的規定
安徽省	『安徽省人民政府による社会力量弃学の支持に関する若干の意見』	2002/3/19	第二項「社会力量が多様な形で非義務教育を行うことを積極的に導き、後期中等教育及びその上位の教育を重点的に発展させ、中等・高等職業教育及び各種職業技能訓練の実施に力を入れて支持し誘導する。すべての適齢児童・少年が公立小中学校に就学することができる前提に、私立の小中学校の設置を許可することができる。」	『安徽省「中華人民共和国私学教育促進法」実施方法』制定中	不明	不明
河南省	『河南省社会力量弃学管理法』	1989/1/13	見当たらない	『河南省実施「中華人民共和国私学教育促進法」方法』制定中	不明	不明
福建省	『福建省の社会力量による私立学校の設置・運営の支持に関する若干の意見』	2001/12/25	第二項「社会力量による非義務教育の実施を積極的に誘導する。」	『福建省私学教育促進条例』制定中	不明	不明
チベット自治区	『西藏自治区実施「社会力量弃学条例」方法』	1998/12/23	第2条「社会力量は、職業教育、成人教育または幼児教育の実施を中心とすべきである。」	不明	不明	不明
湖北省	『我省社会力量弃学管理の強化に関する意見』	2002/4/25	見当たらない	不明	不明	不明

註：

- (1) 例えば、肖晗(2007)「民弁学校財産権之法律問題研究」『時代法学』第5卷第3期 pp. 42-47。明航(2007)「民弁学校経営の産権経済学分析」『大学・研究と評価』第6期 pp. 91-95。劉曉(2006)「民弁教育産権問題探析」『湖南行政学院学报(双月刊)』第4期 pp. 88-90。劉建銀(2006)「民弁学校産権問題研究：一個基于案例、理論和法律制度的総述」『教育科学』第22卷第6期 pp. 19-24。がある。
- (2) 勞凱生(2003)『变革社会中的教育權与受教育權：教育法学基本問題研究』教育科学出版社、pp. 278. 279
- (3) 韓民・張力(2004)「[民弁教育促進法] 頒布實施的意義及其政策課題」『教育研究』04期。胡迪利(2010)「我国民弁教育立法失研究—以[民弁教育促進法]及[實施条例]為例」『現代企業教育』06期
- (4) 吳開華(2008)「民弁学校[合理報酬]的立法困境与出路」『教育科学』(2)、pp. 21-25
- (5) 賈東榮・夏季亭(2007)『「民弁教育促進法」存在的不足与建議』『教育与職業』
- (6) 林小英(2006)「教育政策過程中的行政縱向制約：垂直維度和水平維度的研究」『高等教育研究』12月、第27卷第12期、p. 45
- (7) 程化琴(2012)『「民弁教育促進法」制定過程研究』北京大学出版社、p. 122
- (8) Suisheng Zhao, “The Structure of Authority and Decision-Making : A Theoretical Framework,” in Caaol Lee Hamrin and Suisheng Zhao ed., *Decision-Making in Deng’s China : Perspectives from Insiders* (Armonk, 1995), pp. 238, 241
- (9) 閻鳳橋(2005)「民弁教育發展中的地方保護主義及其治理」『教育發展研究』4B、p. 23
- (10) 吳華(2009)「我国民弁教育發展的地方政策主導模式分析」『教育發展研究』pp. 11. 12
- (11) 劉建銀(2008)「論我国当前民弁教育地方立法的突破与問題領域」『黄河科技大学学报』第10卷第6期、pp. 13-17
- (12) 謝錫美(2011)「民弁教育地方立法評析」『現代教育管理』
- (13) 陸涓(2011)「民弁教育發展的政策制約与調整」『教育發展研究』22
- (14) 楊紅霞(2012)『民弁中小学政府干預問題研究』華中師範大学出版社、pp. 33-36
- (15) 賈建国(2012)「我国民弁教育發展的制度非均衡分析」『教育學術月刊』10、p. 37
- (16) 楊(2011)は、湖北省の物価局は、私立小中学校の学費徴収状況に関する年度検査を行う際に、規定する基準より多額な審査料を私立学校に要求することがあると指摘した。楊紅霞(2011)「我国政府对民弁中小学的価格管制及其效果」『咸寧学院学报』第31卷第1期、pp. 89-92
- (17) 陳憲(2004)「教育尋租的含義及表現形式」『探索与争鳴』2期、p. 7
レントシーキングの定義について、伊藤(2001)は、「政治的活動を通じて何らかの利益(レント)を獲得しようとする行動を指す。典型的には、政治家や官僚機構に働きかけて、補助金を獲得したり、自らに都合の良いような減税や公共事業の拡大などを実現しようとする活動をレントシーキングは指す。政治過程を通じた経済的な利益の追求を広くレントシーキングと呼ぶ」とされた。伊藤穰(2001)「レントシーキングに関する分析の理論的系譜と課題」横浜商科大学紀要8、p. 552
- (18) 高曉楠(2013)「中国における私学助成に関する研究」東京大学大学院教育学研究科紀要第52巻、pp. 503. 504
- (19) 黎楓(2003)「論權力機關对[其它規範性文件]的監督」『杭州商学院学报』第60期、p. 4
- (20) 李清剛・熊少巖(2008)「我国民弁基礎教育政策的回顧与前瞻」『湖北社会科学』第4期、p. 173
- (21) 孫霄兵(2004)『中国民弁教育組織与制度研究』中国青年出版社、pp. 64-69.
- (22) 呂文妙(2010)『中国民弁学校制度形成的過程』北京理工大学出版社、pp. 108.
- (23) 呂、前掲書(2010)、p. 10.
- (24) 呂、前掲書(2010)、p. 109.
- (25) 李宜江(2011)「公共財政支持民弁教育發展的政策法規變遷及啓示」『現代教育管理』第8期、p. 68
- (26) 香港とマカオは、それぞれ『中華人民共和國香港特別行政区基本法』(1997年7月1日施行)第2条と『中華人民共和國マカオ特別行政区基本法』(1999年12月20日施行)第2条の規定より、行政管理權、立法權、独立した司法權及び終審權を享有する。台湾は、『私立学校法』(1974年公布)の適用を受ける。

(27) 李英 (2001) 「从新制度経済学角度看權力尋租」『社会主義研究』第3期(総第137期)、pp. 47. 48

本研究に関係する国家レベル公文書：

1982年 『中華人民共和国憲法』(1982年公布、1988年、1993年、1999年、2004年改正)
 1985年 『中央中共による教育改革に関する決定』
 1986年 『中華人民共和国義務教育法』(1986年公布、2006年改正)
 1987年 『社会力量办学に関する若干の暫行規定』
 1995年 『中華人民共和国教育法』(1995年施行)
 1997年 『社会力量办学条例』(1997年10月1日施行、2003年9月1日廃止)
 1999年 『素質教育の全面的な推進に向けた教育改革の深化に関する決定』
 2003年 『中華人民共和国民衆教育促進法』(2003年9月1日施行)
 2005年 『国務院による職業教育の更なる発展に関する決定』
 2006年 『教育部による私立中等職業教育の更なる発展に関する意見』

省レベル私学政策：

2000年 天津市 『天津市社会力量による教育機構の設置に関する規定』
 2011年 天津市 『天津市私学教育促進条例』
 2001年 湖南省 『湖南省社会力量办学条例』
 2011年 湖南省 『湖南省人民政府辦公庁による私学教育の更なる促進に関する意見』
 2001年 山東省 『山東省実施「社会力量办学条例」方法』
 2007年 山東省 『山東省人民政府の私学教育規範管理の強化と私学教育の健康的な発展の誘導に関する意見』
 1985年 貴州省 『貴州省社会力量办学管理試行方法』
 2006年 貴州省 『貴州省私学教育促進条例』
 1999年 遼寧省 『遼寧省私立小中学校管理条例』
 2010年 遼寧省 『遼寧省私学教育促進条例』
 1988年 吉林省 『吉林省社会力量办学管理方法』
 2007年 吉林省 『吉林省私学教育促進条例』
 2001年 甘肅省 『甘肅省実施『社会力量办学条例』暫行方法』
 2013年 甘肅省 『甘肅省私立幼稚園管理暫行方

法』
 2002年 広西壮族自治区 『広西壮族自治区社会力量办学收費管理暫行方法』
 2011年 広西壮族自治区 『私学教育發展の促進に関する意見』
 1988年 海南省 『海南省社会力量办学管理に関する暫行規定』
 2014年 海南省 『海南省私学教育發展のさらなる促進及び私立高等教育發展のための激励メカニズムの健全に関する意見』
 1998年 四川省 『四川省社会力量办学条例』
 2008年 四川省 『四川省「中華人民共和国私学教育促進法」実施方法』
 2003年 四川省 『四川省人民政府の私学教育促進發展に関する決定』
 湖北省 『我省社会力量办学管理の強化に関する意見』
 2012年 湖北省 『省教育厅による「教育部の基礎教育管理に関する若干の問題の通知」の実施意見』
 2011年 寧夏回族自治区 『私学教育發展の促進に関する意見(試行)の通知』
 1995年 山西省 『山西省社会力量办学管理条例』
 1998年 山西省 『山西省社会力量办学管理細則』
 2006年 山西省 『山西省實施「中華人民共和国私学促進法」方法』
 2002年 江蘇省 『江蘇省社会力量办学學歷教育機構設置暫行規定(試行)』
 2010年 江蘇省 『省政府辦公庁の私学教育の更なる發展に関する意見』
 2001年 河北省 『河北省私学教育条例』
 2010年 河北省 『河北省私学教育条例』(2010年修正)
 1999年 青海省 『青海省「社会力量办学条例」實施細則』
 2009年 青海省 『私学教育發展の促進に関する意見』
 2000年 内モンゴル自治区 『内モンゴル自治区社会力量办学實施方法(修正)』
 2006年 内モンゴル自治区 『内モンゴル自治区實施「中華人民共和国私学教育促進法」方法』
 1996年 新疆ウイグル自治区 『新疆ウイグル自治区社会力量办学管理方法』
 2013年 新疆ウイグル自治区 『新疆ウイグル自治区人民政府による私学教育發展の更なる促進に関する意見』

中国における私立学校参入領域に関する政策分析

- 1998年 浙江省 『社会力量による教育参与の支持に関する若干の規定』
- 2013年 浙江省 『浙江省人民政府による私学教育の健康な発展の促進に関する意見』
- 2000年 雲南省 『加快我省社会力量办学的若干意见』
- 2012年 雲南省 『雲南省私学教育条例』
- 2002年 重慶市 『重慶市人民政府による社会力量办学の激励支持に関する意見』
- 2008年 重慶市 『重慶市人民政府による私学教育発展の促進に関する意見』
- 2000年 江西省 『江西省人民政府による社会力量办学の支持に関する若干の規定』
- 2007年 江西省 『江西省私学教育促進条例』
- 1999年 広東省 『広東省基礎教育私立学校管理規定』
- 2010年 広東省 『広東省実施「中華人民共和国私学教育促進法」方法』
- 1989年公布 1997年改定 上海市 『上海市社会力量办学管理方法』
- 2005年 上海市 『上海市における「中華人民共和国私学教育促進法」、「中華人民共和国私学教育促進法実施条例」の実施に関する若干の問題の暫行規定』
- 1996年 陝西省 『陝西省社会力量办学条例』
- 2005年 陝西省 『陝西省私学教育促進条例』
- 2000年 北京市 『北京市社会力量办学若干規定』
- 2007年 北京市 『北京市実施「中華人民共和国私学教育促進法」方法』
- 1995年 黒龍江省 『黒龍江省社会力量办学条例』
- 2008年 黒龍江省 『黒龍江省私学教育促進条例』
- 2002年 安徽省 『安徽省人民政府による社会力量办学の支持に関する若干の意見』
- 1989年 河南省 『河南省社会力量办学管理方法』
- 2001年 福建省 『福建省の社会力量による私立学校の設置・運営の支持に関する若干の意見』
- 1998年 西蔵自治区 『西蔵自治区実施「社会力量办学条例」方法』